

に互る款願書を作成して會社側に提出するに至つたのであるが、直ちに争議に入らず平穩に従業して會社側の回答を待つたのである。

(參照)

職工賃金 最高三圓三二 最低、八〇 平均一、圓七二

七、経過

要求書を受けたる會社側では経営状態困難にして其の時機に非らずと稱し之れが回答を遅延してゐたところ、遂々一方に姉妹工場たる今村製作所の経営問題（不況に因り経営困難となりて行詰り）を生じたので、従業員側も之が解決を俟つて回答を求むることとなり其儘今日に及んでゐたのである。然るに今村製作所の問題も漸やく結束に近づき且つ歳末となつたので従業員側に於ては協議の上十一月二十九日に至り現場主任を通し要求書の回答を求めたのであるが鈴木支配人は

近く重役會議開催に當り可及的善處するの外現在回答の限りにあらずとして一蹴した爲めに、従業員側は約半歳の忍耐に對し會社側の態度に遺憾を以てして憤慨し十二月一日事務所を調査双方意見の結果

鈴木支配人は

本年満期改正案の承認、本月十日を期し一齊昇給すること日給十日分の賞與支給する、

を聲明し他は重役會議にて極力善處する旨回答したるも、之に對し従業員側は満足せず。

同日全従業員は工場内食堂に集合協議の結果争議主催者ありたるも現場主任の態度にて漸やく収まり作業繼續の態交渉することとなり、左の三項を要求すると共に全従業員は運動費金として各自日給の二日分を差出すことを決議したのである。